

## 九州大学百年史 第9巻 : 資料編 II

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1524115>

---

出版情報 : 九州大学百年史. 9, 2015-08-31. Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

## 第三章 封鎖解除

## 第一節 大型計算機センター建設問題

## 五三二 大型計算機センター建設問題に関する衆議院決算委員会質疑

〔第五十九回国会衆議院決算委員会議録〕第十一号  
 (閉会中審査) 一九六八(昭和四三)年一月一九日

## ○榎崎委員 (中略)

そこで、九大の電子計算機センターにファントムが落ちまして、機体はそのままになっておるのですが、非常に工事がおくれれておるわけです。文部省としてはこの電子計算機センターの建設について、予算等も含めてどういってお考えを持っておられるか、お伺いしておきます。

## ○菅野説明員 お答え申し上げます。

九大に大型計算機センターの建設中に飛行機事故のありましたことは御案内のとおりであります。これにつきましての現在の建築関係の状況を申し上げますと、九大の大型計算機センターの予算は

四十二年度から四十三年度への国庫債務負担行為として大蔵省の了解を得まして、四十二年度七千万円、四十三年度一億六千四百八十四万一千円ということで工事中でございます。それで八月末にはおおむね工事が完了して計算機の取りつけにかかるという予定でございますが、御案内のように墜落事故によりまして現在工事がストップしておるわけでありまして、これは大学の委任工事でございますので、九大自体が主たる建築工事は銭高組と契約しておるわけでありまして、大学のほうといたしましてもできるだけ早くこの計算機センターの工事再開を希望しております。御案内のように現状の飛行機がひっかかったままでは工事続行ができないというようなことで、これを引きおろすことをたびたび大学ともども努力したのでございますが、残念ながら現在に至るまで失敗いたしました。まだおろしてないという状況は御案内のとおりだと思います。なお引き続き大学は、できる限り今月中に引きおろしをもう一度努力してみたいということでございますので、私どものほうもいたしましても大学の努力に期待をかけまして、これの引きおろしを行なって工事をできるだけ早く再開したい、そういうふうと考えて

おる次第でございます。

○榎崎委員 そうするといまのところは現状を見守っておるといことだと思えます。いろいろ問題があることは御承知のとおりです。なかなか思惑どおりいくかどうか、これはわからないことですが、でも、結局、たとえばもう九大はあきらめてよそに持つていくというような事態が起こらぬとも限らぬと思うのですね。そうすると、その辺のあなた方が見込まれておる見通しの限度というのは大体どのくらいを思っておられるのでしょうか。

○菅野説明員 御案内のように学内事情が非常にむずかしい事情もありまして、現在確たることは申せないような状況で、私どもも苦慮しておる次第でございますが、ともかく全力を尽くして引きおろして工事再開ということを大学もやっておりますので、いましばらく静観したい、その後の問題についてはやはりその時点になって、また考えざるを得ない、こういうふうにいまのところでは静観しておる次第でございます。

○榎崎委員 いまのところでは、じっと見守っていきたい。いまのところはというのはちよつとひっかかるのですけれども、私は、やっぱり九大自体で解決されるのをじっと待つておられて、予算等でこれに制約を加えるというようなことがないようにひとつお願いをしたいのですが、最後にもう一ぺんそれを聞いておきたい。

○菅野説明員 私どもも被害者の一人というか、被害者側になつて

おりますので、なかなかむずかしい点があるうと思えますが、できるだけ方向といたしましては、計算機センターの工事の再開ができる限り努力するというのでまいりたいと思えますが、やはり予算的なリミットがありますので、その辺がまた、これは会計法上の問題点もあるうかと思えますが、できる限り努力してまいりたいと思つております。

○榎崎委員 だから、そのリミットということを言われるから心配するのですが、そのリミットというのは、大体どういうことなんでしょうか。

○菅野説明員 建設工事自体のリミットを申し上げますと、御案内のように、予算が債務負担行為の予算でございますので、現在、請負側からは工事延期願ひを出しておるわけでございまして、それで結局、今年一ぱいの予算になっておりますので、債務負担の限度が今年度が終年度になっておりますので、これを予算的に申し上げますと、リミットと申し上げましたのは、繰り越しの手続がどうなるかという問題が一つあるわけです。その繰り越しの手続は、大蔵省のほうと御相談せねばならぬのですが、ここ見通しがないままに工事を延期いたしますと、その間の休業補償の問題が出てくるわけでございまして、請負人に不当の支出をしいるということも、これもまた当然でないことでございますので、そのようなことから、これは事故繰り越しの手続にならざるを得ない、こう思うのですが、

事故繰り越しの手續をいたす場合に、そのような見通しのない、むしろこれは先生方のほうが御存じかと思うのですが、国損になるおそれのあるものを事故繰り越しとして認めることができないということになりますれば、そのときにおいて不用に落ちてしまうというおそれがあるわけでございます。したがって、その辺が予算的にはタイムリミットがあるということを心配しているということでございます。

○榑崎委員 いろいろ技術的にはむずかしいところがございまして、うが、ひとつ先ほどの態度で、あくまでも見守っていただきたい。

五三三 大型計算機早期利用に関する九州大学有志要望書

昭和四三年二月一九日

文部大臣  
坂田道太殿

代表責任者	九州大学教育学部教授	三隅	二二二
同	経済学部教授	大屋	祐雪
同	理学部教授	柴垣	和三雄
同	医学部教授	吉永	春馬
同	工学部教授	清山	哲郎
同	教養部教授	上田	幾彦

文部大臣

昭和四三年二月一九日

『大型計算機早期利用に関するお願い』

米軍機墜落事故による、九州大学に建設中の全国共同利用大型計算機センターの災害復旧対策につきましては、これまでに種々御配慮いただいていることをお礼申し上げます。私達九州大学に職を奉ずる教官ならびに大学院学生は、大型計算機の早期利用に関して非常に強い熱意を持っております。

何とぞ大臣の格段のご尽力を賜わりますようお願い申し上げます。

要望書  
署名簿  
記

署名者数

九州大学	教授	二八七名
同	助教授	二一八名
同	講師	九三名
同	助手	五二四名
同	大学院学生	五三四名
計		一、六五六名

坂田道太殿

代表責任者

九州大学教育学部教授	三 隅 二不二
同 経済学部教授	大 屋 祐 雪
同 理学部 教授	柴 垣 和 三雄
同 工学部 教授	清 山 哲 郎
同 医学部 教授	吉 永 春 馬
同 教養部 教授	上 田 幾 彦

大型計算機早期利用に関する要望

米軍機墜落事故により、九州大学に建設中の全国共同利用大型計算機センターが破壊されてから、すでに六ヶ月あまりを経過しました。その間、私達はこの不慮の事故による被害と混乱から教育と研究の場を守るため、できる限りの努力を払ってきました。しかし、その後学内および学外の諸事情により、事態は紛糾して今日に至っております。

直接の被害をうけた大型計算機センターに関しては、学術研究と教育とにおける計算機の重要性和、九州大学の全国学界に対する責任とに鑑み、復旧のための対策が種々講じられてきました。しかしながら予定されていた昭和四四年一月五日の開設時期を目前にひかえ、いまだに計算機利用の見通しは得られておりません。

現在においては、大型計算機利用計画の成否は学界における学術

研究に広範囲かつ重大な影響をおよぼすものであり、この計画の実施は一刻もゆるがせにされてはならないと考えられます。ここにおいて私達は大型計算機利用開始時期の遅れを最小限度に止どめるため、仮設置等何らかの施策の実現を訴えざるを得ません。

設置予定の大型計算機は、全国とくに西日本地区学界でかねてから切望されていたものであります。しかも現時点においては、すでにこの程度の計算機は大学における研究と教育活動のための日常的必需品と言ふべきであります。もし大型計算機利用の時期が遅れるような事態に立ち至れば、わが国学界における全国的計算機利用計画に支障をきたし、特に九州大学を含む西日本地区各大学は多くの学問の分野で教育と研究とのための最低限度の条件をも失なうことにならざるを得ません。

これはこれらの各大学における研究活動の極端な衰退と、人材の散逸とにつながり、ついには教育の質の著しい低下をひきおこし、新しい時代に対処すべき大学の基本的姿勢にも影響をおよぼす恐れがあります。

私達は教育者として、あるいは研究者として、米軍機墜落事故による混乱がこのような教育と研究の死命を制するがごとき事態をもたらすことを深く憂慮するとともに、この困難を積極的によりこえ新しい大学の理想像を創る決意を新たにするものであります。

今日、多くの問題を内蔵する大学においては、教育と研究の設備

を充実し、学術研究の意欲をさらに高めることが重要なことであると考えられます。何とぞ貴大臣におかれましても、学術研究と教育とにおける計算機の重要性和、大学内外の諸般の事情とを、ご賢察の上、大型計算機早期利用に関して、一層のご理解とご尽力をたまわりたく、あえて要望する次第であります。

〔註〕原本横書き。

五三四 大型計算機早期利用に関する西日本地区大学有志要望書

昭和四四年一月六日

文部大臣

坂田道太殿

代表責任者

- |          |        |
|----------|--------|
| 鹿兒島大学教授  | 八田圭爾   |
| 宮崎大学教授   | 村井敏夫   |
| 大分大学教授   | 釘宮保雄   |
| 熊本大学教授   | 松山公一   |
| 長崎大学教授   | 栗原道徳   |
| 佐賀大学教授   | 高田京一   |
| 九州工業大学教授 | 隈本 寛   |
| 山口大学教授   | 佐々木 次郎 |
| 広島大学教授   | 山本純恭   |

〃大型計算機早期利用に関するお願い〃

九州大学に建設中の全国共同利用大型計算機センターは開設予定日を迎えましたが、今日なお稼働状態にありません。このため、我々西日本地区在住の研究者は研究の停滞に非常に困惑しています。

文部大臣におかれましては、大型計算機の早期利用に関して、格段のご尽力を賜わりますようお願い申し上げます。

記

添付書類

- 一、要望書
- 二、署名簿

署名者数

- |        |      |
|--------|------|
| 鹿兒島大学  | 五三名  |
| 宮崎大学   | 八八名  |
| 大分大学   | 一二名  |
| 熊本大学   | 三六三名 |
| 長崎大学   | 八五名  |
| 佐賀大学   | 五八名  |
| 九州工業大学 | 一二九名 |
| 山口大学   | 一三名  |
| 広島大学   | 二二名  |
| 計      | 八二三名 |

本署名運動は、昭和四三年二月二日西日本地区大学の有志の集りで決議され、二月二七日までの短期間に鬼められたもので、上記署名者数は利用熱望者のごく一部であることを申し添えます。

文部大臣

坂田道太殿

昭和四四年一月六日

代表責任者

鹿児島大学 教授 八田圭爾  
宮崎大学 教授 村井敏夫  
大分大学 教授 釘宮保雄  
熊本大学 教授 松山公一  
長崎大学 教授 栗原道徳  
佐賀大学 教授 高田京一  
九州工業大学 教授 隈本 寛  
山口大学 教授 佐々木次郎  
広島大学 教授 山本純恭

要望書

九州大学に設置されるべき全国共同利用大型計算機センターは、距離的にも時間的にも身近なところに開設されることに重要な意義を有するものであり、我々西日本地区在住の研究者は非常に大きな

期待をもち、昭和四四年一月五日開設を目標に研究計画を進めて参りました。

然るに、今日に至るまで開設の初光<sup>つひ</sup>さえ見られないことに強い焦燥と不満を覚えるものであります。

文部省におかれては、本計算機が単に九州大学のみのものでなく、広く西日本地区研究者全体の研究の成否を握るものであることに想いをいたされ、研究の停滞とそれに伴う国家的損失とを最小限にとどめるため、計算機が一日も早く稼働出来るよう何分の処置を至急お取り計らい戴きたく強く要望いたします。

〔註〕原本横書き。

五三五 全国共同利用の九州大学大型計算機センター建物に関する被害調査について

全国共同利用の九州大学大型計算機センター建物に関する被害調査について

昨年六月二日米軍機が建設中の九州大学大型計算機センター（全国共同利用施設）の建物に墜落してから、すでに一年余りを経過した。その間本学は、基本方針に基づき大型計算機センターの開設を急ぎ、幸いにして大型計算機を仮設センターに設置することができた。大型計算機は現在ほぼ順調に稼働中であって、全国とくに西日本<sup>西</sup>の大学等における研究者が久しく渴望した計算サービスを提供し

ている。

しかしながら仮設センターの機能に種々の制約があることはもちろんであつて、被害者たる本学は、当然の権利として被害建物等の賠償によつて予定通り建物を再建し、仮設の状態を早急に解消する必要がある。しかも仮設センターの建物借用の契約は来年三月末日までであり、本学としては仮設センターの明渡準備を速に行なうべき道義的責任を有する。さらに仮設センターの法制上の措置、予算は来年三月を期限としており、現状のまま推移すれば、仮設センターは破局的難関に直面することは明らかである。

したがつて本学は、大型計算機センター再建のために、まず賠償のための被害調査を急がなくてはならなかつたが、諸般の情勢のため今日に至つた。しかし被害調査、賠償事務、再建工事のための時間の余裕はもはやほとんどない。この際もしも被害調査を行なわず、センター閉鎖の非常事態に立ち至ることになれば、全国共同利用施設として的大型計算機センターをあくまで本学の名誉と信頼はそれにより失われてしまう。本学の多数の研究者も致命的打撃を受け、学問研究の府としての本学の前途は誠に暗澹たるものがある。学問研究の自由のないところに大学の自治はあり得ない。またセンター運営に日夜働いているセンター職員約五十名の生活が奪われることは、それだけでも極めて深刻な事態である。

本学はすでに去る五月二十四日、米軍機墜落事故による建物の被

害調査のため学内専門家七名の調査委員を委嘱した。賠償のための被害調査には、法的には防衛施設庁の立会いを要するが、本学としてはこれを認め難いので、自らの手で正確な建築学的調査を行なうこととしたい。この調査により、墜落事故による建物被害に関し学術的、客観的資料を作製して、賠償の問題を解決する方向に持つて行き、あわせて基地公害資料とする意向である。この被害調査について意見のある人はまずさし当つて早急に文書により申出られるようお願いする。

現在本学には、大学立法反対、板付基地撤去運動等重要な問題が山積している。この際、大型計算機センターの再建問題を自主的に解決し、大学自治の実をあげることは本学の社会的責務でもある。学内の皆さんの協力を切望する。

昭和四十四年七月十七日

九州大学

### 五三六 九州大学大型計算機センター建物に関する被害調査開始について

九州大学大型計算機センター建物に関する被害調査開始について

本学は、去る七月十七日、「全国共同利用の九州大学大型計算機センター建物に関する被害調査について」を公示し、これに関する学



内の意見を求めたが、公示以来すでに約一カ月を経過したので、八月十八日から本学の自らの手により被害調査を行なう。

なお、現場における調査には約一カ月を要する見込みである。

昭和四十四年八月十四日

九州大学

### 五三七 被害調査妨害に関する九州大学声明

(第八百二十一回評議会議事録)

一九六九(昭和四四)年八月一九日

本学は、八月十四日大型計算機センターの被害調査を十八日に開始する旨の公示を行なった。その後、この調査に異議を唱える一部学生から「団交」の要求があつたため、評議会は八月十六日「団交」のための予備折衝をもつたが、学生側は正規の自治会代表たる要件をととのえることを拒否し、かつ、被害調査実施を前提とした「団交」は無意味だとして譲らなかつたため、この予備折衝は不調に終つた。

翌日夕刻にいたつて、一部反対学生は、不当にも正門、中門をバリケード封鎖し、通用門を不法閉鎖した。また十八日大学側が被害調査を試みたところ、威力を用いてこれを妨害し、調査はほとんど不可能になつた。さらに「団交」を強要し調査の阻止を唱えて数名の関係教職員の自由を数時間にわたり拘束した。

主張を力によつて押しとおそうとするかかる行為はまことに遺憾である。本学は、このような行為を行なつた一部学生に対して強く反省を促がすものである。

昭和四十四年八月十九日

九州大学

### 五三八 九州大学本部職員有志一同質問書

(第八百三十三回評議会議事録)

一九六九(昭和四四)年九月二日

質問書

私たちは、六月二六日本部建物を反帝学評と称する学生たちに封鎖されて以来、学内外の各所に散在し、不便を忍びながらも、いつかは評議会が「自主的」に紛争を解決するであろうことを期待しながら、事務を執行してきました。

しかし、いまだに、紛争に対し、なんら有効な措置を執り得ず、事態の解決は到底望めそうにない状況であります。このままでは、大学法による教育等の休止もしくは停止または国立学校設置法の改正等の措置をとられる状態となり、ひいては、職を失なう破目に追い込まれる不安を抑え得ません。ここに、下記事項についてすみやかに文書をもつて明確なるご回答をくださるよう要求いたします。

記

一、本部および部局事務室の封鎖をいつ頃、どのような方法で解除するつもりか。すでにこれらの封鎖が長期にわたっているにもかかわらず、ならぬこれを解決するための有効な措置がとられていないばかりでなく、それについての審議さえ行なわれていないことは、甚だ不満であります。

二、電算センターは、本年度再建するつもりがあるのか。再建する場合は、いつからどのようにして被害調査や作業をすすめるつもりか。また、かりに本年度の再建を断念するとすれば、解約せざるを得ないが、その場合も被害調査が必要となる。それをいつからどのようにして実施するつもりか。解約の費用は、十数億円に上ることが予想されるが、その国損を招いた責任は、誰がどのようにしてとるつもりか。大学の方針に忠実に従った契約担当官たる事務局長をはじめとして事務局幹部数人が懲戒処分を受けることが予想されるが、それに対して誰がどのように責任をとるつもりか。電算センターの職員定員が落ち、その予算が無くなれば、四十数人の職員が職を失うこととなるが、これらの職員をどのようにに救済するつもりか。これまでセンター再建の方針に期待して、その完成を熱望してきた多くの学内利用者および他の大学・研究機関の利用者に対して誰がどのような責任をとるつもりか。私たちは、教官は教育公務員特例法の庇護の下にあるので実際上懲戒処分は行なわれえないことを知っています。また、教官が責任を

とるということは、単に部局長や評議員をやめることではないと考えています。

これらの点が明確でない限り、私たちは、解約について必要な事務に積極的に協力する意思を持ち得ません。

三、進学・卒業・入学試験を実施するためには、学内各所の封鎖が解除されなければ駄目だと思うが、学内各所の封鎖をいつ頃解除するつもりか。また、どのような方法でそれを実現しようと考えているのか。私たちは、方法として、教官の所謂「説得」が封鎖学生に対して全く無効であるという評価をこの一年有半の紛争の経験によつて下しており、また教職員・学生の実力による封鎖解除は、大学の執るべき手段ではないと考えています。なお、進学・卒業・入学試験を実施するためには、封鎖解除は、九月末までに行なわれねばならないと考えます。

昭和四四年九月一九日

谷口鉄雄九州大学長事務取扱 殿

九州大学本部職員有志一同 (二三九名)

〔註〕原本横書き。

### 五三九 九州大学大型計算機センター教職員有志一同要望書

(第八百三十二回評議会議事録一)

一九六九(昭和四四)年九月二〇日

九州大学評議員殿

昭和四四年九月一九日

九州大学大型計算機センター

教職員有志一同

九月一七日付の告示「全国共同利用の九州大学大型計算機センター建物に関する被害調査について」では、「センター閉鎖の非常事態にたち至れば、本学の名誉と信頼は失われてしまう。」また「学問研究の自由のないところに大学の自治はあり得ない。」ということが述べられました。

私共は大学がやつと腰を上げ、いかなる事態になつても、センター再建をやり抜くことを決意したと、愚にも信じました。暴力学生による調査の妨害は必至であるし、これを排除する手段についての配慮なしにはこのような告示は出され得ないと思つたからであります。

しかし、今や工事解約の論議がなされていると聞きます。このことは上記告示の言葉が単なる飾り文句であり、大学には、もともと自治も自由も名誉も不必要であつたということを示しているように思われます。またこのことは全学を覆う事なかれ主義、束の間の安隱のみを願う狭い利己主義によるものと思われれます。

私共も、自分の生活は自分で真剣に考えるより仕方がないということが、今やつと分つてきました。ここにおいて、私共も利己主義

の立場に立ち、職場を守るために可能な何らかの手段を講じざるを得ないと考えます。すでに、ある機会において、学問を職とする人々が時限ハンストの如き安易とも幼稚とも言える手段を取られたことを知つています。したがつて私共が何らかの直接行動に訴えたとしても、ある程度は認されるものと考えます。私共は、センター問題に限らず、全学的封鎖の問題が説得や議論で解決するとは考えませんし、また数々の犯罪行為を放置することが教育的配慮の名のもとに免責されるとも考えません。

しかし、九州大学の従来の方針では、生命に危険のある状態が生じないと問題が解決しないように思われます。したがつて多くの人々が密かに考えているように、このような状態に身をおくようにすることのみが、私共の生活を保障する手段であろうと考えざるを得ません。私共はこのようなことを軽々しく口にする者ではありません。最近の経験で安易な声明や意志表示が軽侮と不信を招くのみであることをよく知つているからであります。

すでにセンター職員の一部では転職を考慮せざるを得ないと考えるものもあります。しかし、私共はやはりこの九州大学のセンターで働きたいのです。心ある評議員が私共の衷情をくみとられることを切望します。

〔註〕 原本横書き。

## 五四〇 九州大学大型計算機センター教職員有志一同意見書

大型計算機センターの見解について、学内に多少の誤解があるように思われる。九月二〇日評議会に有志として提出した見解については、心情を訴える急なあまり十分にその真意を表現していないのは事実である。

あらためて我々の見解を訴えたい。

我々としても大学の一員である以上現在大学が当面している種々の問題に関して、多少の意見なり信念なりは持っている。しかしここでは大型計算機センター再建に限って意見を述べたい。

現在大型計算機センターの置かれている状況をまず十分に認識していただく必要がある。

①大型計算機仮センターは四四年度中にセンター建物を再建するという条件で設置が認められたものであり、これに伴なう賃借料は全額認められたものゝ運営費並びに定員については他のセンターに比べて半数しか認められていない悪条件にある。

②国立学校設置法施行規則の中で九州大学大型計算機センターの位置付けは付則として四四年度限りとされておりこのままでは自動的に廃止となる。

③仮設の建物は四四年度中に建物を再建し移転するという条件で四四年度末を期限として借用し、今年度いっぱいまで明け渡すことを再確認している。

④センター建物の予算は事故繰越として四四年度に持越されている。来年度への繰越は法的に不可能である。

⑤八月末大蔵省に提出された文部省からの四五年度の概算要求の中には九州大学大型計算機センターの予算は計上されていない。

⑥現在センターには定員内職員一八名、非常勤職員二八名の教職員が毎日センターの業務を行なっている。しかも時間外作業を行なわなければ処理できない程度に計算は増加している。

⑦大型計算機センター再建に関して大学が明確な方針を出して、一年以上たつのにまだ再建の目処が立っていない。

⑧センター再建の基本方針を変えて、センター設立をあきらめるような議論が評議会で行なわれていた。

以上の事実の上に立って別紙の事を考えていただきたい。

昭和四四年九月二六日

九州大学大型計算機センター教職員有志一同

一、大型計算機は必要である。

計算機は大学における学術研究の手段として不可欠の道具である。その利用できる範囲はあらゆる分野にまたがっている。

現在理工科系で利用が進んでいる「計算」という一つの機能ですでにその徴候が現われているように自然科学人文科学を問わず多くの研究分野で計算機が有用な研究手段となり、計算機

を用いなければやれないような研究が出てくるであろう。  
二、大型計算機は研究者自身の要求である。

大型計算機は学術会議の長期研究計画委員会の議により設置が勧告されその計画に従って設置されたものである。

これには全国のあらゆる分野の研究者が関与しておりまさに全研究者の要求によって獲得されたものと云つてよい。また九州大学においても大型計算機に対する要求は非常に大きく昭和三十九年来大型計算機設置のためにたゆまぬ努力が続けられてきた。

三、大型計算機センターは全国共同利用の施設である。

大型計算機の利用形態として学術会議は全国共同利用の方針を出した。これは数多くない大型計算機を全国の研究者がなるべく平等に利用できまた効率が一番よいように考えられた方式である。

九州大学大型計算機センターは西日本地区（広島以西）を主たる受持範囲とした全国共同利用センターであり設立趣旨等から考えても学術会議および西日本地区の研究者に対して多くの責任を負っている。

四、大型計算機センターは純学術研究のための施設である。

大型計算機センターは、設立の要求が研究者側から出ていることからわかるように純学術研究に資することを目的として

いる。これはセンターの性格を規定する上で非常に重要な点であるからただ単に名目上だけでなく制度上も種々の配慮が払われている。例えば利用資格があるのは研究者とし利用経費の負担の費目は学校校費か科学研究費に限っている。

五、大学は学問研究の府であり大型計算機センターは研究のための施設である。

研究機関たる大学において災害により研究施設の一部が破壊された場合にその施設の復旧を自ら放棄することは、そのまま研究機関としての立場を放棄することになる。まして自らその必要性を認め自ら求めて設置したものである場合に研究者としての信念は無いと断ぜられよう。

六、センター再建問題で大学の自治は破壊されている。

大学が全学の意志として決定したことが学外からであれ学内からであれ反対されて実行不可能になることは大学の自治を侵害されることである。この場合に大学が必要を認めながら実行を断念することは自ら自治を放棄することであるから可能なあらゆる努力をするべきである。

七、大型計算機センターは再建されなければならない。

大型計算機センター再建の問題はそれ自体で学問の自由と大学の自治の問題である。再建する方が簡単に処理ができるからとか再建しなければ困る人がかなり多く出るからという理由の

みによつて再建問題を論議することはできない。もちろんこれらが重要な問題点であることは事実である。

しかし今問題にすべきは、やるべきであるということを実行しないために困難が起こり、多くの犠牲者が出るということである。

八、大学は真理探求の場であり言論の府ではあるが論をつくした後の実行をためらつてはならない。

このような問題に対して絶対的真理などというものはあり得ない。従つて一度決定されたことが変更されることがあることは認めなければならぬ。しかしながら論議を尽せば同じ結論が得られる場合、あとは実行あるのみである。実行に伴なう困難のみを論じ正しいと思われることは実行しないことはいやしくも大学のとるべき態度ではない。大型計算機センター再建の方針は論議を尽して出てきたものであると信じる。

九、評議會は大学の意志を代表する機関である。

評議會はその設置の目的と構成から考えると全学的な問題に関して全学の意志を代表し、長期的総合的見地に立つて大学のあるべき姿、進むべき道を決定し実行していく機関であると考えられる。その時、その時の学内世論の対策のみに終始しその基本的方針が変動するようであれば評議會が正常に機能していると認め難い。センター再建の問題に関して一時期再建をあきら

めるとの結論を出し数日にしてまた再建の方針に変化したと聞く。センター再建問題を学問の自由、大学の自治の見地から考え、評議會を全学の意志の代表として考えている者にとつてこのような事態は全く理解しがたいことである。

評議員は、ただ単に部局を代表しているだけではないはずである。学識経験、人格を信頼されて大学の意志決定に参画しているとすれば信念を持つて事に処し、その信頼にこたえていたきたい。

一〇、大型計算機センターの教職員はこの仕事に誇りと情熱を持っている。

大型計算機センターの教職員のほとんどすべてはセンター設立と同時にこの仕事に入りこの仕事の意義を十分に理解しこの仕事に対して誇りと使命感を持っている。またこの仕事をやりたいためにセンターに来てそれなりの教育も受け勉強もしている。

センターがなくなるような事態になった場合は他に職があればよいという問題だけではない。

一一、センターはセンター再建のみを主張してゐるのではない。

センター再建の問題が九州大学が抱えている多くの問題——封鎖解除、授業再開、進学、卒業、入試等の大学正常化の問題、大学改革の問題等——の一環であることはもとより承知してい

る。

しかしセンター再建問題に対する大学の基本的方針そのために行ってきた処置等をみていると、そのような方法で、これら困難な問題が解決できるかどうか大きな疑問を生じる。センターを再建することは大学正常化、大学改革、根本的には学問の自由と大学の自治を守ることと一体であると考ええる。

この観点からセンターの教官は現在のような状況のままセンターが廃止されるような事態に至れば九州大学を去る決意をしている。

自分の研究場所や研究の手段がなくなるからではなく、大学の一人として身をおく場所であるとは考えられないからである。

〔註〕 原本横書き。

## 第二節 封鎖解除

### 五四一 本学の危機に際し学内の皆さんに訴える

『大学広報』第三号 一九六九（昭和四四）年一〇月二日

本学の危機に際し学内の皆さんに訴える

（総長事務取扱談話）

私は、総長事務取扱に就任以来、本学が直面している困難な問題の処理について、及ばずながら微力をつくしてきましたが、この危急のときに病床に臥さざるを得なくなつたことは、まことに残念であります。

本学が抱えている基本的な問題として大学制度改革がありますが、これについては近く中間報告も公表される運びとなっており、本学としても今後学内の皆さんの意見を徴しつつ大学制度の改革に真剣に取り組むつもりであります。しかしながら当面解決を迫られている大きな問題として、教養部等の封鎖問題と大型計算機センター問題があります。

まず、封鎖の状況について述べてみますと、現在本部を含めて九部局一四の建物が一部学生の手によって封鎖されており、とくに教養部は構内の主要な建物が封鎖されており、しかも内部はいちじるしく破壊され、闘争の砦と化し、学舎としての面影を失なつて

おります。もちろん多くの貴重な研究資料が使用不能の状態になっていることは想像に難くありません。今後専門課程における授業を切りつめるとしても、一〇月上旬に教養課程の授業を再開しなければ、学部によっては全員留年等の重大事態が生じることがほぼ確実であります。またその処理如何では来年三月に予定されている入学試験の実施すらおぼつかなくなる事態も予想されます。

このことについて私は、封鎖に参加している一部の学生諸君に対して呼びかけたいと思います。諸君の中には、「人間とは何か」「学問とは何か」という根源的な問いを私たちに投げかけた者もいました。確かに諸君の指摘するように、私たちはともすれば安きに流れ、日常性の中に埋没していた嫌いがなくはありません。その点諸君の問題提起は一つの意味を持っていたと云えましょう。しかしながら諸君の目的が何であれ、目的のためにどのような手段を用いてもよいということにはなりません。手段を使い慣れることによって、手段が目的にならないという保証はどこにもありません。教養部の状況を聞くにつけ、私は胸を痛めておりますが、少くとも大学の中では、たとえ木一本、草一本でも大事にするという繊細な気持なしには、人間を大切にすることはありません。破壊された教養部の建物の荒廃した状況の中から、私たちはどのような人間性の豊かな社会を期待することができましょうか。私は諸君に対し、直ちに封鎖を自主的に解除することを要求するとともに、

諸君が今後多くの人の共感を得るような形で自己の主張を表明することを希望します。

一方大型計算機センターについては、本学は昨年七月にセンター建物の復旧を決定し、これまで四度にわたって機体の引き降ろし作業または被害調査を実施しようとしたが、いずれも一部の反対派学生の妨害にあつて中断するのやむなきにいたりました。現在仮設センターで電子計算機を稼働させておりますが、センターの建設工事の繰越し期限は来年三月末となつており、この期限までに工事を完了しなければ、センターは自動的に廃止されることとなります。もしも、本学の努力が足りずにセンターが廃止されるような事態にたちいたつた場合、大学が自主的に定めた基本方針を一部の学生の反対によつて放棄した形になり、本学の自治能力について世人の不信を招くことになりかねません。また本センターは単に本学のみ施設ではなく、全国共同利用施設であり、全国の研究者に対する本学の責任から云つてもセンターを廃止するようなことは到底考えられません。この意味において、私はセンターの再建はセンターだけの再建にとどまらず、九州大学の再建につながる大きな意義を持つものと云わざるを得ません。

もとより本学はこれまで米軍に対し板付基地の撤去およびその間の安全保障を強く要求してきましたが、これについては本学としてこの際決意を新たにして、生命の安全を求めるといふ立場から今



後とも積極的に推進してゆく所存であります。

そこで、本学としても教育研究という大学の本来の機能を回復するためには、封鎖を解除するとともに大型計算機センターを再建する以外にないという態度を確認しましたが、時日の余裕もほとんどないことでもあり、今後早急に最大限の努力を傾注することを決意しました。本学の危機は最早目前に迫っており、今にして学内の教職員・学生の奮起がなければ、本学の前途には破局しかありません。学内の皆さんに、もしもだれかが何とかしてくるであろうという気持が少しでもあるとすれば、それはこの際払拭し、九州大学の危機を克服するために自分は一体何をなすべきかということを一一人が自らに問いかけ、それを一つの力強い声として表明していただきたい。しかしそのことは決して実力行動に出ることを意味するものではありません。あくまで平和的手段による個々の明確な意志表示こそが、本学のおかれている難局を打開する大きな原動力となり得るものと信じます。学内の皆さんの協力を切に希望してやみません。

昭和四四年一〇月一日

九州大学総長事務取扱

谷 口 鉄 雄

〔註〕原本横書き。

#### 五四二 機動隊導入に関する九州大学評議会臨時議長声明

〔大学広報〕第八号 一九六九（昭和四四）年一〇月一三日

声 明

九州大学は、昨年六月米軍機の構内墜落以来、学内紛争がますます深刻の度を加えるに至った。現在緊急に解決を迫られている建物の封鎖解除、教養部学生の進学、大型計算機センター再建等の諸問題について、全学あげてのたゆまざる平和的努力にもかかわらず、時間的許容の限度をこえる現時点において、なお、解決の曙光を見出せない現状である。

そこで本学は、従来とって来た平和的手段をもってしては、このような困難な事態に対処し得なくなつたというきびしい現実を前にして、警察機動隊の導入に踏み切るほかはないとの判断に達した。

ただ、警察機動隊の学内導入は、一部学生集団の暴力による大学運営の長期障害を除去し、研究教育機能を回復する端緒をつかむためである。したがって、これのみによつてだちに当面する紛争が根本的に解決されるとは考えない。大学はこうした安易な期待をいましめながら、今後とも解決への地道な努力を積み重ねていく決意である。

学内一般の理解と支持、真の問題解決への努力を切に要望するものである。

昭和四四年一〇月一三日

九州大学評議会臨時議長

入江 英雄

る。

昭和四四年一〇月一日

九州大学評議会臨時議長

入江 英雄

### 五四三 機体撤収に関する九州大学評議会臨時議長声明

（第八百四十八回評議会議事録）

一九六九（昭和四四）年一〇月一五日

声 明

本学はさきに米軍飛行機墜落によって建設が中止されたままの全国共同利用・大型計算機センターをあくまで再建することを確認した。

しかるに本日学内正常化の目的をもって、機動隊の出動を要請したところ、この機会を利用して、米軍当局は業者に託して、本日午前六時すぎ学内に残留している機体の引きとり方を申し出て来た。

この機体の引き渡しを拒否する権利はわれわれにはないが、抗議の意味をこめて、引き渡しには「協力しない」と答えたにも拘わらず、業者はそのまま機体を学外に運び去った。

元来この機体について本学は自主保管の方針をきめ、工学部内の建物に移し、保管することを決定していたものである。

しかるに機動隊の警備のもとに業者が無断で構内に立ち入り、本学の意思に反して、強引に機体を運び去った事実に対し強く抗議す

### 五四四 市民の皆様へ

『朝日新聞』一九六九（昭和四四）年一〇月一五日期刊

市民の皆様へ

昨日の九州大学の警察機動隊の導入による封鎖解除にあたり、関係各方面、特に周辺の住民の方々等に多大のご迷惑をおかけいたしましたことを申しわけなく存じます。

今後は、全力をあげて九州大学の整備再建をはかり、本学の社会的責任を果す決意であります。

昭和四十四年十月十五日

九州大学評議会臨時議長

入江 英雄

### 五四五 九大新学長に望む

『毎日新聞』一九六九（昭和四四）年一〇月三〇日期刊

九大新学長に望む

—入江英雄教授当選に寄せて—

まず責任体制を

毎日新聞西部本社編集  
局長兼福岡総局長

畑山 博

夜明けはすぐそこ

九大は新しい学長に入江英雄教授を選んだ。授業再開や大型計算機センター再建の見通しは必ずしも平たんな道ではないけれども、荒廃と混沌の長い夜は終わった。建設と希望の夜明けはすぐそこまで来ている。このさい九大当局に期待することが三つある。

第一は、責任体制の確立である。この一年間の九大を見てみると学内運営の責任が一体、どこにあるのかわからなかった。評議会はもともと学長の諮問機関であり、それがいつの間にか学内運営の実質的な推進機関になってしまった。学長の空白時代であるからやむを得ないとしても、責任の明確でないところに権限が明確であるはずはない。なによりも評議員の中には、各学部との間を行きつ戻りつしてなに一つ自分の意見を持たない人が少なからずいた。

また「評議会ではあきめたが私の学部では反対だ」とか「学部の意見はこうだが、私の本当の考えは違う」といった無責任な人も目立った。

あちらでいうことと、こちらでいうことが違うというのはひきょうである。真に大学人としての責任を自覚するなら何ももの恐れることなく自分の意思を堂々と表明してほしい。自ら決するものがないくてどうして多種多様の意見を一つの意思に集約することが出来よ

うか。このさい評議会のあり方を再検討するとともに新学長を中心とする強力なブレインの存在が必要となるう。

学生を甘やかすな

第二は、学生を甘やかさないでほしいことである。あすの日本を背負う若い人たちの情熱と意欲を尊重するのはいいことだ。だが、学生を愛することと甘やかすことは意味が異なる。学生たちに向かつて「悪いことは悪い。間違っていることは間違っている」とはっきり言うべきである。学生に悪く思われぬようにそればかり気にしている教授や、学生の人気とりに憂き身をやつしている教官も少なくなかった。

某有名教授などは私の前ではっきりと「一般学生が立上がってくれたらその時は私もガソリンをバリケードにぶっかけて焼払う」といいながら、いったん過激派学生の前に出ると「諸君らの気持ちはわかる」ともちあげている。こんないいかげんなことでは、本当に学生を愛しているとは思われない。真の師弟愛のないところに真の大学教育はあり得ないからである。

国民のための大学

第三は、大学は大学のためにのみあるのではなく、国民のためにもあることの再認識である。大学の自治とは本来学問研究の自由のためにあるのであっていささかも大学が治外法権的存在であるなどと思ってもらっては困る。

「マルクス主義の研究をやっているからけしからん」といって警察権が学内に介入するのならわれわれは断固反対する。マルクスもヘーゲルもアダム・スミスも研究は自由である。私は戦前、京都で学生時代を送ったころマルクスの『資本論』の全集五冊を古本屋でひそかに買入れたが、特高に見つからぬようにこれを下宿に持って帰るのに苦労した。あのころはマルクスを読むことすら危険であった。今の自由なる時代の学生には想像もできぬ時代であった。学問研究の自由は大学の生命である。過激派学生によって研究室から追出されてもおお「大学の自治」を理由に警官導入を拒否するがごときはナンセンスである。九大はもう二度と建物封鎖などというバカげたことをやらせてはならぬ。もしも今後二度とあんなことがくりかえされるならば九大は世間から見離されるであろうことを知ってもらいたい。国民が大学紛争を見る目は決して甘くないことを改めて悟ってほしいものである。

#### 五四六 機動隊導入に思う

『九州大学新聞』第六〇一号

一九六九（昭和四四）年一〇月二五日

機動隊導入に思う

—滝沢克己—

まやかしの思想を貫徹する機動隊導入

(一) 去る五月二十日、無期限バリ・ストにはいったときの、学生大会提案に明らかなように、学生たちは、「利己・競争・分断・抑圧・隷属」の支配する今日の社会と大学の在り方に抗して、真に全人的に、生き生きと伸びてゆく生活と社会、その実現のために欠くことのできない真実の学問と大学を、切に求めてやみません。

(二) かれらがこの一年半、くり返し、くり返して、このような根本的な問いかけをしてきたにもかかわらず、私たち教官は、蝨盡化した専門營為を誇るのあまり、裸かの人としてかれらの問いかけに答えようとはしなかった。かれらのバリケードの主なる意味は、このように根底的な人間感覚・学問感覚の麻痺した私たち教官の眼を覚まさせて、できるならばともどもに人として真に自由な生と学問の道を探ね求めるため、身の危険をおかして切り開かれた空間だという点にあります。

(三) そうだとすれば、私たちは、かれらの「乱暴」を咎めるよりも、むしろ深くみずから省みて、かれらの問いかけを感謝して受けとめ、すぐにははっきりと答え得ぬまでも、学生たちとともに、徹底的に考えること、語りあうことをつとむべきでありましょう。そうしてこそ大学は、真に充実した、すべての人、なかにも悩める人々のための、研究と教育の場となつて、その負うている本来の社会的責任を果たすことができましょう。

(四) もとより、学生たちの問いかけは、非常に根本的であるだ

け、またその点への関心が従来の間と大学のなかで一般にはまったく欠けていただけ、それだけ甚しく困難であります。したがってパリケードのなかのかれら自身の探究したい、まだほとんど暗模索の域を出でず、行動もまたしばしば的確さを欠くことでありましよう。しかしこのことは、私たち教官にとつて、さらに全力を尽くして、かれらの思惟がより明晰に、行動がより適切になるよう、かれらを助けるべき理由にこそなれ、かれらを「暴徒」扱いする理由にはなり得ません。

(五) これに反して大学立法の思想的基礎となった「中教審答申」はどうでしょうか。そこには現代の社会のさまざまな矛盾や、そのなかの大学に学ぶ青年たちの憧憬や不安などについて、いかにも尤もらしいことが、ふんだんに並べてあります。しかし、社会の矛盾や人生の不条理に、自分自身ほんとうに苦しんでいる者は、けつしてあのように無責任に、空々しいお説教をして、「期待される人間像」や「教官像・学生像」を押しつけようとはしないでしよう。それよりもむしろ、今日の大学と社会、現在の自分自身に、そもそも何が根本的に欠けているか、またどうしたらその欠陥を本当に克服することができるか、すべてこれらのことについて、まずみずから深く悩むこと、尋ね求めることだけをするでしょう。そうして、まさにこのことこそ、かれら中教審の紳士たちが、「暴力学生」と呼んでいる若者たちが、みずからの利益と生命を賭して、実行していること

には<sup>ママ</sup>わならないのです。

(六) とすれば、こんにち電算機の早期建設、進学や入学の利害等々を名として、学生たちの問いかけの根底的な厳しさを示すパリケードを、事もあるうに、警察機動隊——このばあい、最底辺の人間の苦悩に盲目な中教審・文部省の紳士たちが、かれらの思想のまやかしを蔽い隠して、そのまやかしの思想を大学のなかにまで貫徹するための巨大なゲバ棒——によって解体するということが、いかに大きな間違いであるかは、おのずから明らかです。そのための道具として使われることは、機動隊員各位にとつても、まことにお気の毒の至りだと申さなくてはなりませんまい。

(七) 以上の理由によつて、私は今日——形式上「大学」の命令に背くこととなるのはその一員として甚だ不本意ですが——“一個の人間として、国民として、教授としての根本的な責任に忠実に生きるために、最後までパリケードのなかの研究室にとどまります。五月以来四カ月余、この汚いパリケードのなかで学生たちが必死に続けてきた暗模索と、人間共通の基盤を遊離して上品に蝸壺化し、外見のみ肥えふとる世俗の営為と癒着した従来の「授業」と——そのいづれが、しんじつ社会・国民のために役立つ学問の道に近いのか、すべてこれらの点をよくよく考えあわせて、パリ・ストを敢行した学生たちとともどもに、真に生命ある大学を創出する日の一日も早からむことを祈つて、お別れの挨拶と致します。

## 追記

(一九一九年十一月十三—十四日深夜)

右は、機動隊導入の約三時間前、『御挨拶』という題で、私の研究室の扉横の壁と、法文構内渡り廊下の柱に貼り出した拙文である。京大農学部などの例から見ても、少くとも当分のあいだ、大学ともお別れになることと考えてのことだったが、幸か不幸か私はその後いまに至るまで、まだ九大文学部の一員として、その構内に入っている。本文に述べた「パリケードの主なる意味」について、世の人々はかならずや私を咎めていうであろう。「それはたんに筆者の思い入れにすぎない。『パリケードの主なる意味』はもつと單純に政治的なものにすぎない」と。

しかし私は知っている、いわゆる「セクト」の学生たちを含めて、パリケードの中の一人々々が、一個の人として、学生として、どんなに深く苦しんでいるかを。そのうえ、「政治」とは何であろうか。ひつきよう、人が人として生きること、他の人を扱うことの、一つの形ではないか。そうだとすれば、どうして実人生の根本に、隠れたる生命の核に、かかわる事が、それ自身直接に、「政治」の事に、しかもその最も肝要な芯の在るように、かかわらないはずがあるろう。試みに思え、ベトナム、板付、安保、沖繩、大村収容所等々——ど

の一つを取ってみても、その根底においてただちに人間そのものの問題でないものがあるか。他方、「政治的中立性」の名において、

すべてこれらの問題とのギリギリの対決を回避しつづけた大学の「長期柔軟路線」が、事実上——例えば一月五日の闇引降ろし！——それじたいかに陰湿な政治的対応であつたかを。「思想・学問の自由」を楯に、この対応に組した「学者たち」が、いかにそれぞれの持ちものに囚われた思想の人、真に自由な思惟の何たるかを弁えぬ人々であるかを。最後に、「平和と民主主義」のスローガンに隠れて、パリケードとそのなかの学生たちを排除する隙のみをうかがつてきた一群の人々が、いかにその美しい標語を自明のこととして怪しまないか、いいかえると、事実存在する一々の人にとって、自己内外の状況に振り廻されることなき平安、真に自主的に生き、考えかつ語るなどということがそもそもどうして可能か——、このおそるべき困難の意識をほとんどまったく欠いているかを！

そうして、まさにこの点の問題感覚が眼ざめつつあること、さまざまな紆余曲折、逸脱と混迷のなかにも、その貴重な感覚、事実存在する人生・歴史の芯の理解が、時とともに次第に鋭く、鮮明に現われ出でつつあるという一事のなかに、こんにちの学生たちの動きのほんとうの新鮮さもまたあるのである。この動きが世間のあらゆる圧力と中傷に堪え、みずからの逸脱と一切の自己弁明の誘惑に抗して、真にその根づくべき処に根つき、すこやかに育つて大樹を成すということがなければ、第一次大戦後のワイマール・ドイツ、わが日本の大正デモクラシーの運命は、いつそう惨憺たる形において、

すなわちまた、戦後民主主義下の、私たちの大学と社会の行く末た  
らざるを得ないこと、——それだけは、いまずでに断言して差支え  
ないことである。

(一九六九・一一・四)

#### 五四七 学長就任に際して

『大学広報』第一八号 一九六九(昭和四四)年二月七日

学長就任に際して

大学はわが国における最高の教育研究の機関であるから、その長  
は最高級の教育者および研究者であるべきでありましょう。また学  
長は行政面の統轄者でもあるので、その練達者でなければならぬ  
でしょう。しかし私は上記の三つの資格どころか、その一つさえも  
覚束ない人間です。その上訥弁であり、人相の方もよくありません。  
全く凡愚の人間であります。また選挙という通常の手続きによつて  
選ばれて出て来たに過ぎません。したがって私にはいささかの気負  
いもありません。従来どおりの自分の姿勢を続けさせていただき  
たいと思います。

確かに今は非常時であります。この非常時を平常心で処して行  
きたい。またそれができなければならぬと思います。現下の異常  
事態を招いたのは、大学における研究教育体制の弛緩、或いは管理  
運営機構の停滞の露呈等の積年の弊であることが識者によつてし

しば指摘されています。これらの矛盾点を改革刷新することの努力  
を怠るつもりは毛頭ありません。九大だけで実現可能な問題につ  
いては、九大だけで直ちに実施したい。全国的な問題は、全国的に働  
きかけたいと思います。九大でも既にある程度のマスター・プラン  
ができていますので、要は実行するかしらないかということだけであり  
ます。——たとえ、どんなに小さなことからでも。

ただ現下の紛争については、この外に特定の政治意識で作為され  
た部分のあることが感じられます。これに対しては、今後とも充分  
考えなければなりません。機動隊導入のごときも、対話を拒否して、  
一方的に自己の主張だけをおしつけ、暴力を振う一部の分子の排除  
のためであるにすぎません。すなわち、学園に真に理性的な対話の  
場を復活させる環境をつくる意味においても、今回の措置はやむを  
得なかつたものと思います。この点虚心に割切つて考えてもらいた  
いものです。

何事も合理的に処理するということを私の信条としてきました。

私は今後とも公明正大に、しかも公平でありたいと念願しています。  
また学長だけがあらゆる事柄を一手に引き受けてやれるものでもな  
いし、またやるべき筋合いのものでもありません。全学の協力なし  
にはやれないので、その点、学内の皆さんのご協力を切望する次第  
です。総合大学が一つの有機体として機能するためには、全学一致  
して事に当るといふ態勢が是非とも必要であります。元来大学に生

活しているわれわれは、お互いに深刻な利害の対立を持つている間柄ではありません。敵か味方かという間柄ではない筈です。一般社会のように大した富豪や権力者がいるわけでもなし、私どもみんな似たようなものであります。

大学において言論・思想の自由はもとより尊重されなければなりません。これを否定するものは誰もいないでしょう。しかし大学はあくまで学問研究を行なう場であつて、現実に政治活動を行なう場でないことも誰もが承知していると思います。もしも政治活動が実際に行なわれるならば、言論・思想の自由は学内において保証されなくなるおそれがあります。これを承知しながら、学内におけるその横行を看過することが果たして大学のとるべき態度でしょうか。

とにかく私もやりたいことが多いが、短かい任期なので、どれだけのことができるか疑問です。しかし意欲は十分持っているつもりなので、皆さんの協力を得て精一杯の努力をしたいと思ひます。近頃はやりのように団交、団交とよくいわれます。団交にもいろいろあるようだが、団交ばかりしては問題にとり組む精力と時間が殺がれてしまつて、肝心な事ができなくなるおそれがあります。私も話し合ひは是非必要だと思ひますが、それは一定のルールを守つた建設的な話し合ひでなければなりません。先程述べたように、学長という一人の人間に何も彼も背負わされたのでは、身が持てなくなつ

てしまいます。

大学制度や学長選挙の改革にも早くとり組まなくてはならないが、その他当面の授業再開にせよ入試にせよ、何といつても学内の正常な秩序の回復がなければなりません。いまだに学内に暴力的行為が散見され、罵詈雑言の音が後を絶たないのはまことに困つたものです。力のみに頼るごりおしのなやり方は大学として絶対とるべきではありません。しかしながら、学園の秩序を乱す一部の者に対してはきびしい態度でのぞむべきであると思ひます。私は信賞必罰こそ人の信をつなぐ所以のものであるとかたく信じて疑いません。

以上、いろいろと述べましたが、学内のみなさんのご協力がなければなにもできることはありません。よろしくご支援ご協力くださるよう、就任に際して心からお願ひいたします。

昭和四四年一月七日

九州大学長 入江英雄

〔註〕原本横書き。

#### 五四八 学内の諸問題についての所感

『大学広報』第二七号 一九六九(昭和四四)年二月八日

学内の諸問題についての所感

九州大学長 入江英雄

私の室の窓から眺めると、ノートを抱えた学生諸君が三三五五歩



いて行く姿や、昼休み時に職員がスポーツに興じる姿が眼にうつる。また、教養部に行くと、キャンパスの中には、これまでせき止められていた知識欲を一度に充たすかのように勉強にいそむ学生の姿で充滿している。こういった平和な光景が見られるのは、いったい何か月ぶりのことであろうか。大学は本来ヘルメットや角材のようなものが横行するところではなく、平穏な環境の中で各人が思索を凝らし、真理の探究に励むところであろう。

一部混乱はあったが教養部の学生大会は無事に開催され、そこでスト解除等を決議したと伝えられる。各学部とも授業再開に努力した結果、今では再開の遅れているのは医学部ぐらいのものとなったが、それも何とか見通しがつきかけている。大型計算機センターの再建も、現在被害調査の結果をもとにして賠償額についての交渉が持たれているが、これがスムーズに行けば、予定通り来春には竣工の運びとなる。

私が学長に就任して以来ちようど一カ月を経過したが、この辺りで学内の諸問題について私が日頃抱えている所感の一端を述べてみたいと思う。

一、大学の機能回復について

一〇月中旬に本学は封鎖建物の解除および大型計算機センターの被害調査の妨害排除のために、機動隊の学内出勤を要請した。このことについて一部にとかくの非難やある種の戸惑いはあったようだ

が、私はあの措置が今でもやむを得ないものであったと信じている。

大学の使命とする教育・研究にとつて、学問の自由、大学の自治がいかに重要なものであるかということについては、今更せい言を費すまでもない。しかしこの学問の自由、大学の自治をじゅうぶんに享有するためには、何よりもそれを支える基盤としての教育・研究等の機能が支障なく営まれることが基本的条件である。また、そのためには、教職員・学生相互間の理性的な討議の場が確保されなければならぬ。しかるに本学のかなり多くの部局においては、長期間にわたる研究室、事務室等の封鎖により、教育・研究および管理運営の機能が著しく阻害され、人身拘束等の暴力的行為によつて、理性的な討議すら容易に行なわれ得ないような有様であった。

このような状態を放置しておくならば、本学の機能は麻痺するとともに、社会的信用を失墜し、遠からず大学そのものの存立の意義すら問われることになる。本学は従来から、原則として、話し合いで学内問題を解決するという建前をとってきたが、このような手段をもつてしては、もはや今回のような難局を開閉することができないというきびしい現実を前にしては、もとより本学の本意とするところではないが、あえて機動隊の導入に踏み切らざるを得なかったのである。学内には自主解除あるいは自主防衛という声もあったが、これはすでにいくつかの大学で実証ずみのように、学内に無用の対立を深めて陰惨な私闘をひき起こし、いたずらに負傷者の数を増や

すことになるので、本学の到底容認し得る手段とは考えられなかった。

しかし機動隊の導入に関する議論はともかく、これからは大学の機能をいかに發揮して行くかということについて、前向きの姿勢で真剣にとり組まなければならない。

二、大学法との関係について

今日大学法の圧力が云々されているが、大学法は従来私の意識の裡にはなかった。今までとつて来た一連の措置はあくまで大学の自主的判断にもとづくものである。

私はもともと大学法については消極的反対論者であった。大学の問題は大学人自身の自主性において解決すべきものであるが、それを社会に向つて堂々と主張し得るためには、大学自体が社会の信頼に値するだけの自主解決の能力を持ち合せていることが前提であると思う。その前提がなければ、社会に対して大学の自主性を主張する論拠も弱くなり、また社会の積極的な支持も期待できなくなる。これまでは本学の努力にもかかわらず事態はいっこうに好転せず、結果として本学の自治能力が疑われるような点のあったことは否めない。

大学が単なるかけ声だけでなく、強い決意をもつて自主的に問題を解決するという態度を堅持し、その実現のためにあらゆる努力を傾けてこそ、結果として大学法を有名無実なものにし得るのでな

かろうか。

三、学園内のルールの確立について

さきにも述べたとおり、学園内に新しいルールに基づく秩序を回復させ、本来の目的である教育・研究をつつがなく遂行できるように平和な環境をつくる必要がある。したがって今後も、学園内で教育・研究のための基本的な条件を破壊するような行為があったらあは、もちろん、及ぶかぎり話し合いと説得に努めなければならないが、そのような手段が限界に達したようなときは、外力に頼つて、これを排除することをも考えなければならないであろう。

また、これまで学生の違法行為については不問に付す傾向があったが、その行為が学生として、というより人間として、また一般社会人として指弾されるようなものであるばあいに、果たして教育機関としての大学において懲戒処分をすべきでないという正当な理由が見出し得ようか。そのような行為については、今後いかなる大学制度の改革が行なわれようと、これを不問に付してよいという答は出ないはずである。ただそのばあいに、懲戒処分の対象およびその手続きについては、従来のままでいかにどうか今後適当な機関に諮つて慎重に検討してもらふ必要がある。しかし、慎重にと云つてもいたずらに時日を要するというのではこまる。

学生に対するに母性的愛情も必要であるが、これはともすれば過保護に傾きやすく、これからは内に厳しさを秘めた父性的愛情がも

つと必要になって来るのではなからうか。

#### 四、いわゆる大衆団交について

大学が教育の場である以上、相手を理解し、話し合いによって問題を解決するという基本的態度を失ってはならない。しかし、それはあくまで一定のルールに基づいた建設的な話し合いでなければならぬと思う。

その意味において、私は、「大衆団交」を受けることについて否定の見解を持つものである。これは「大衆団交」がともすれば人民裁判的なものになり、一方的な個人攻撃の場となり、しばしば徹夜の交渉となつて、肉体的、精神的に疲労したあげく、確認書に署名させられることになりがちだからである。野次や怒号その他で喧騒を極める会合で、果たして実りある話し合いが期待できようか。これまで本学が行なってきた「大衆団交」において、たとえば相手の人身を長時間拘束するなど、人権を無視した行為が見られた。これが教官と学生との間のあるべき話し合いの姿とは決して考えられない。それに、いかなる問題についても、学長が交渉や話し合いの場に出なければ物事が片づかないと考えることも、私には理解できない。

#### 五、学内における対話の復活について

私は機動隊導入によって問題が根本的に解決したとは思わない。今回の措置は、教育・研究を阻害しようとする不当な力を、ただ外力を借りて物理的に排除したに過ぎない。いわば、これによって問

題解決の端緒をつかんだに過ぎないのであつて、そのことは、機動隊導入の直後に私たちのいましめとして表明しているところである。今後はこれを契機として、学内に真の理性的な対話の場を復活させ、教職員・学生相互間の信頼関係にもとづく新しい学園を築き上げなければならぬ。もちろん、自ら対話の姿勢を失なつた一部の暴力的な集団に対しては、別の方法で対処せざるを得なくなるだろう。

ところで一口に対話というが、現代のような世代間の断絶意識の強い時代にあつては、お互いに真底まで完全に理解し合えるということは、もはや幻想のようなもので、対話を試みても、相手の考えとどこが一致して、どこがくい違つているかを確認するにとどまるだけのことが少なくないかも知れない。しかし、たとえその程度の成果しかあがらなくても、ただひたすらにお互いを理解し合おうとする姿勢と努力こそが大切であると思う。私が先日医学部学生と個人的会談を試みたのもその主旨からである。あれを一部の新聞が、「団交」と報じたが、話し合いのつもりが「団交」のようになったのは、学生等が予めきめた員数等の約束を無視したためであり、私としてははなはだ残念に思う。

#### 六、大学制度の改革について

大学は大学外の社会を批判することに性急な余り、自分自身を批判し、改革することにはあまり熱心でなかつたように見受けられる。各大学でも学園紛争を契機として、大学制度の自主的な改革に取り

組み、色々な改革案が発表されているが、本学でもこのほど大学制度委員会の中間報告が公表され、それに対する学内各層の意見を現在徴している段階である。学内の皆さんは、これらを検討資料として、大学制度の改革を自分自身の問題として真剣に考えてもらいたい。私も、私に課せられた任務の一つである学長選挙の改革に精力的にとり組みたいと思う。大学制度の改革は、たんに絵にかいた餅に終ってほならない。どんな小さな事柄でも、よいと決まったことは、実現可能なものからどしどし実行に移していく決意が必要である。現行制度の下においても、やる気さえあれば改革できる問題がかなりあるように思う。要は大学自体にやる気があるかどうかということにかかっている。また、いくら制度だけを改めても、それを運営する人の意識の改革がなければ、もとの木阿弥になってしまう。

七、地域社会との結びつきについて

言うまでもないことであるが、自治能力のないところに真の大学の自治はあり得ない。大学の自治は、学問研究の進歩のために国民が大学の自治能力を信頼して認めたものである。その意味において、大学の自治は自己の無能力を陰へする護符であってはならず、大学は社会の批判を受けつけない独善的な態度をとるべきではない。権利には必然的に義務が伴うものであり、特権を与えられた者は他の者に倍して自重自戒しなければならぬ。それがなければ、世論の支持を得ることはできず、世論の支持がなければ大学の自治を守

ることも困難になる。

大学は、昔は象牙の塔にこもって「栄華の巷低く見て」いれば、それでよいとされてきた。しかしながら今日の大学は、大衆化という現象を迎えて、好むと好まざるとにかかわらず、大学と社会との関係は緊密の度を加えざるを得なくなった。たとえば本学の入学試験の実施に寄せる市民の関心は並々ならぬものがあるし、また教養部の被害建物の復旧についても、市民は納税者の立場から強い監視の眼を光らせている。

九州大学は、その沿革からして福岡市民とは密接な関係にありながら、現実には必ずしも地域社会との結び付きが強いとは云えなかつた。そこで私は、本学と地域社会との結び付きを強化するために、今後大学人と市民との交流をはかりたいと思う。

大学が本来の機能を回復することは、恐らく市民の切実な要望であつたと思う。従来は、大学というところは市民の声など歯牙にもかけないようなところであると思われ、敬遠されていた嫌いがあつたが、近頃は、市民が九大に親近感を覚えるようになったことは確かであり、こういうところから大学と市民との交流が芽ばえて来るものと信ずる。

八、今後の学内運営について

私は選挙で選ばれて学長になったが、いざ学長になってみると、学校教育法に「学長は校務を掌る」とあるだけで、どこからどこま

だが私の責任と権限に属する事項なのか判然としないことが多い。評議会との関係がとくに明確でない。大学制度委員会との中間報告でも指摘されているように、執行機関と審議機関、すなわち学長と評議会の役割分担をもっと明確にすべきであろう。

学長という職は、とくに現在のような紛争時には文字通り激職であり、適当な補佐機関がなくては職責を全うすることができない。学長に権限を集中させることは適当であるとは思わないし、また学内運営に当っては全学の意思を尊重しなければならないが、日常の相談相手となるブレーンを持つことは、学長の職務を遂行するうえでもどうしても必要であると思う。

一方評議会についていえば、評議会は部局の利害にとらわれず、全学的な視野に立って、公正な判断を下さなければならぬ。これまでの評議会には、卒直にいつて、この点に反省を要する点があつたように思われる。もとより評議員は部局の意向を無視して発言することはできないが、教授会の意見の単なる伝達に終つては、評議会の独自性はあり得ないであろう。部局の利害が対立する場合には、たんにお互いの主張を述べ合うだけで、何等の結論が出ないというようなことでは、大学という有機体は機能しなくなってしまう。

九、職員的心構えについて  
 いうまでもなく、服務規律については、大学においても厳守されなければならない。これこそが大学の秩序維持の根幹をなすもので

あると思う。このことは、何も事務系職員のみならず教官にもあてはまることである。学問研究の自由ということは、それが放縱に流されることを意味するものではない。

また機密の保持ということは、とくに事務系職員に要請されるが、これは決して秘密主義を事とするものではない。事務系職員は執行機関たる学長、部局長の直属の補佐機関であるから、対外的発言は差し控えるべきである。しかし、このことは、一方において直属の長に対して盲従することを意味するものではなく、事務系職員は適当な機会に自己の信ずるところを自由に開陳すべきである。

何れにしても大学の構成員である教職員・学生の一人一人が責任を持つて発言し、行動することが必要である。私たち大学人は、学内の諸問題に関してたんなる傍観者としての批評家にとどまつてはならず、結果に対して責任を持つという、いわゆる「責任倫理」が私たちの日常生活の基底になければならないと思う。

最後に強調したいことは、私たちが協力一致の態勢をとる限り本学の将来の発展の見通しは明るいとすることである。ともすれば、事態の見通しを暗い方向へ予想し、問題解決に対処する態度が消極的になること自体、私に言わせれば、不健康な徴候である。もちろん事をなすには、細かい配慮が必要であるが、それと同時に遠大なプランを描き、これの実現に積極的に取り組む心構えがなければならぬ。

以上、いろいろと私の所感を述べさせてもらったが、その真に意のあるところをご理解いただき、学内の皆さんのご協力を重ねて切望する次第である。

(昭和四四年二月六日)

〔註〕 原本横書き。